庄内橋自動車学校

合宿入校規約

第 1 条（申込み条件）

(1) 次の各号のいずれかに該当する方は、原則としてご入校いただけません。

① 法令で定められた年齢または運転経歴等の要件を満たしておらず、取得を希望する運転免許の受験資格がない方。

② 取得を希望する運転免許について、法令で定められた視力、深視力、色彩識別能力、聴力、運動能力その他の適性基準を満たさない方。

③ 過去に無免許運転、運転免許の取消処分等を受けたことがあり、入校または運転免許取得に支障がある方。

④ 妊娠中の方。

⑤ 身体に障害のある方、または自動車の運転に影響する病気、症状もしくはけが等のある方で、事前に必要な確認・手続きを行っていない方。該当する可能性のある方は、あらかじめ各都道府県の運転免許センター（運転免許試験場）等の「安全運転相談窓口」にてご相談ください。当校から相談結果を確認できる書類等の提出をお願いした場合は、入校時に必ずご持参ください。なお、入校時に当校が安全運転相談等による確認が必要であると判断した場合は、その確認が完了するまで入校をお断りすることがあります。

⑥ 教習、学科試験、当校からの説明および指示等を理解するために必要な日本語の読解・理解が困難な方。

⑦ 刺青・タトゥーまたはこれらに類するものがある方（種類、大きさ、形状等を問わず、当校の基準により判断します。）。また、運転操作に支障を及ぼすおそれのある長い爪、付け爪、スカルプネイル、ジェルネイル等をしている方、カラーコンタクトレンズ（サークルレンズ、ディファイン等を含みます。）を装着している方。

⑧ 指の欠損等がある方。

⑨ 必要書類に不足または不備があり入校手続きを完了できない方。

⑩ 当校が定める入校年齢の条件を満たさない方。※入校可能な年齢は、入校時期により異なる場合があります。

⑪ 第 13 条（反社会的勢力の排除）に該当する方。

⑫ 名古屋市内に居住地、実家、住民票上の住所または本籍を有する方。

⑬ 当校が合宿教習への入校を不適切と判断した方。これには、当校職員の指示に従わない方、粗暴な言動、大声、威圧的な言動その他、他の教習生、職員、宿泊施設関係者または近隣住民等に迷惑もしくは危険を及ぼすおそれがあると当校が合理的に判断した場合を含みます。

⑭ 身体的状況その他の事情により、安全かつ適切な運転操作が困難であると当校が判断した方。

⑮ 前各号の確認に必要な申告、書類の提出または確認等にご協力いただけない方。

(2) 入校後に、前項各号に関して虚偽の申告、申告漏れその他入校条件に関する重要な事実が判明し、合宿教習の継続が困難であると当校が判断した場合は、退校等の措置を行うことがあります。

第 2 条（予約・本契約の成立および解除）

(1) お客様からお申し込みをいただき、庄内橋自動車学校（以下「当校」といいます。）が所定の予約手続きを完了した時点をもって予約成立とします。本契約は、当校所定の契約手続きが完了した時点をもって成立するものとします。

(2) 本契約成立後、お客様の都合により契約を解除（キャンセル）される場合は、次のキャンセル料を申し受けます。すでに教習料金をお支払いいただいている場合は、お支払いいただいた金額から所定のキャンセル料および返金に伴う振込手数料を差し引いた金額を返金します。なお、当校が認めた入校日の変更については、下記キャンセル料の対象とはなりません。

【キャンセル料】入校日の 20 日前から前日まで：税込教習料金の 10%　入校日当日：税込教習料金の 20%

(3) 天災地変、労働争議、官公庁からの命令、法令の制定・改廃、感染症、その他当校の責に帰することのできない事由により、安全かつ円滑な教習の実施が困難であると当校が判断した場合は、契約を解除し、または教習を継続するために日程・宿泊施設等を変更することがあります。この場合、当校都合による契約解除について、お客様からキャンセル料はいただきません。

(4) 合宿免許エージェントを通じてお申し込み・ご契約された場合の予約、本契約の成立および解除については、原則として当該エージェントの規約・契約条件に従うものとします。

第 3 条（教習料金および料金の変更）

(1) 教習料金は、当校が定める合宿教習料金表のとおりとします。

(2) 法令、税制、その他やむを得ない事情等により合宿教習料金を変更する場合は、お客様に通知します。料金の改定が適用される場合は、その内容に応じて差額を返金または請求することがあります。

第 4 条（入校手続きの成立）

当校への入校手続きは、お客様が入校申込書および誓約書の内容を確認し、署名した時点をもって完了するものとします。

第 5 条（お客様の義務）

お客様は、入校後、本規約、入校誓約事項、合宿規定、宿泊施設利用上の注意事項その他当校が定める規則を遵守し、当校職員および宿泊施設関係者の正当な指導・指示に従うものとします。

第 6 条（免責事項）

当校の責に帰することのできない事由によりお客様に損害が生じた場合、当校は、法令上当校が責任を負う場合を除き、その責任を負いません。これには、次の各号に掲げる事由を含みます。

① 天災地変、官公庁からの命令、法令の制定・改廃その他当校が管理できない事由により生じた教習の変更または中止。

② 入校時に第 1 条に定める申込み条件を満たしていないことが判明し、入校できなかった場合に生じた交通費その他の費用。

③ 入校時の適性検査等の結果により、入校できなかった場合に生じた損害。

④ 合宿期間中に、お客様本人または第三者の故意もしくは過失による事故、いたずら、傷病等により生じた損害。

⑤ 教習中の事故により生じた損害のうち、当校が加入する損害保険等による補償の範囲を超える部分。ただし、当校に法令上の賠償責任がある場合を除きます。

⑥ 当校および宿泊施設の責に帰することのできない事由により生じた損害。

⑦ 自由行動中に発生した事故等による損害。

⑧ お客様の所持品等の紛失または盗難。ただし、当校に故意または重大な過失がある場合を除きます。

第 7 条（体調不良時の対応）

(1) お客様に発熱その他の体調不良が認められ、安全な教習の実施が困難であると当校が判断した場合は、安全確保および感染症対策等のため、教習を中止し、医療機関の受診または一時帰宅等をお願いすることがあります。

(2) 前項の場合、お客様は当校の指示に従うものとします。

(3) お客様の疾病その他当校の責に帰することのできない事由による一時帰宅等に伴う交通費は、お客様の負担とします。

第 8 条（お客様の責任）

(1) お客様の故意もしくは過失、法令もしくは公序良俗に反する行為、または本規約、第 5 条に定める規則等への違反により、当校、他のお客様、宿泊施設その他第三者に損害または重大な迷惑を及ぼした場合、もしくはそのおそれがあると当校が合理的に判断した場合は、一時帰宅、謹慎または退校等の措置を行うことがあります。この場合の教習料金等の精算については、本規約および当校所定の精算基準に従います。また、お客様の故意または過失により当校に損害が生じた場合は、法令に基づき、その損害について賠償を請求することがあります。

(2) お客様の故意、自己都合またはお客様の責に帰すべき事由により教習を受講できなかった場合は、当校所定のキャンセル料および未受講に伴い必要となった追加宿泊料金等をご負担いただきます。

【追加宿泊料金】　当校指定宿舎：1 泊につき 11,000 円（税込）

第 9 条（中途解約）

中途解約とは、当校において入校手続きおよび適性検査（視力検査等）を受けた後、または教習を受けるために宿泊を開始した後、お客様の都合により教習を中止することをいいます。また、合宿期間中に当校の許可なく当校または宿泊施設から離れ、当校からの連絡に応答せず、教習継続の意思が確認できない場合は、中途解

約として取り扱うことがあります。この場合、無断で離れていた期間について実際に宿泊施設の確保等に費用が発生した場合は、当該費用をご負担いただきます。

第 10 条（中途解約時の精算）

入校後、お客様の都合により途中退校または転校される場合は、当校所定の精算基準に基づき、退校日までに発生した費用および所定の解約に伴う費用等を精算し、返金額がある場合は返金します。精算対象となる費用には、入校手続きに関する費用、学科教習料金、技能教習料金、検定料金、教材費、宿泊費、その他すでに提供済みまたは発生済みの費用等が含まれます。なお、キャンペーンその他の特別料金が適用されている場合や教習の進度等により、精算の結果、返金額が生じない場合または追加料金が発生する場合があります。教習期限を経過した場合の取扱いについては、法令および当校所定の規定に従います。

第 11 条（卒業予定日および一時帰宅）

(1) 取得する免許の種類等に応じて卒業までの最短日数を設定していますが、これは卒業日を保証するものではありません。教習の進捗状況、技能・学科の習得状況、検定・試験の結果、天候、災害、事故、交通渋滞その他の事情により、卒業予定日が延長される場合があります。

(2) 合宿教習期間中は、原則として一時帰宅することはできません。やむを得ない事情により一時帰宅を希望する場合は、事前に当校の許可を得るものとします。一時帰宅により教習日程の変更・延長、追加宿泊料金その他の費用が発生する場合は、すべてお客様負担となります。

第 12 条（交通費）

入校、卒業、一時帰宅その他合宿教習に伴う交通費は、別途当校が負担する旨を明示した場合を除き、お客様の負担とします。

第 13 条（反社会的勢力の排除）

(1) 暴力団、暴力団員、暴力団関係者その他これらに準ずる反社会的勢力に該当する方は、ご入校いただけません。

(2) 入校後、お客様が前項に該当することが判明した場合は、直ちに退校していただくことがあります。この場合の教習料金その他の費用については、提供済みの教習、宿泊その他のサービスおよび当校所定の精算基準に基づき精算します。

第 14 条（その他）

(1) 入校日の変更を希望される場合は、原則として入校日の 20 日前までにお申し出ください。ただし、変更希望日の定員に空きがない場合その他やむを得ない事情がある場合は、ご希望に添えないことがあります。

(2) 運転免許ローンをご利用の場合は、原則として入校日の 2 週間前までにお申し込みください。なお、審査結果によってはご利用いただけない場合があります。

(3) 宿泊施設へのペットその他の生き物および酒類の持込み、ならびに合宿教習期間中の飲酒は、当校が特に認めた場合を除き禁止します。

(4) 教習開始後（第 1 段階の学科教習第 1 教程受講後）に MT 車から AT 車へ変更した場合、変更に伴う料金差額については返金しないものとします。ただし、法令上返金が必要となる場合を除きます。

(5) 合宿免許エージェントを通じてご契約されたお客様について、当該エージェントとの契約に別段の定めがある事項は、当該エージェントの規約・契約条件に従うものとします。

第 15 条（個人情報の取扱い）

当校は、お客様から取得した個人情報を、入校手続き、教習・検定の実施、宿泊施設との連絡、各種案内、その他合宿教習の実施に必要な範囲で利用します。また、法令に基づく場合その他正当な理由がある場合を除き、ご本人の同意なく、利用目的の達成に必要な範囲を超えて第三者に提供しません。個人情報の取扱いについては、当校が別途定めるプライバシーポリシー等に従うものとします。

附則

本規約は、令和 8 年 10 月 1 日から施行します。

合宿免許入校規約　確認・同意書

私は、庄内橋自動車学校の「合宿免許入校に関する規約」の内容について説明を受け、内容を十分に確認・理解したうえで、これに同意します。

また、入校後は、本規約、入校誓約事項、合宿規定、宿泊施設利用上の注意事項その他当校が定める規則を遵守し、当校職員および宿泊施設関係者の正当な指導・指示に従うことを誓約します。

※署名により、本規約の内容